

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 公共測量の実施（八件）……………一
- ……（都市整備局都市基盤部調整課）…
- 建築基準法による一団地の区域……………二
- ……（都市整備局市街地建築部建築指導課）…
- 都道の供用開始……………二
- ……（建設局道路管理部路政課）…
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………四
- ……（建設局道路管理部監察指導課）…

告示（選）

- 平成二十九年東京都選挙管理委員会告示第百八十八号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………四
- 平成三十年東京都選挙管理委員会告示第百二十三号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………五
- 令和元年東京都選挙管理委員会告示第百二十八号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………五
- 令和二年東京都選挙管理委員会告示第百五十七号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………六
- 令和三年東京都選挙管理委員会告示第百七十一号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………七
- 開発行為に関する工事完了……………八
- ……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…

公告

告示

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………八
- ……（産業労働局商工部地域産業振興課）…
- 石油機器技術管理講習の実施……………九
- ……（東京消防庁）…

東京都告示第百八十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、足立区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月三十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 足立区
- 二 測量の種類 公共測量（三級基準点測量）
- 三 測量の区域 足立区綾瀬一丁目地内
- 四 測量の期間 令和四年一月十二日から同年三月二十五日まで

東京都告示第百八十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、千代田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月三十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 千代田区
- 二 測量の種類 公共測量（地籍図根多角点測量）
- 三 測量の区域 千代田区岩本町三丁目及び内神田一丁目各区内

- 四 測量の期間 令和四年二月十八日から同年三月二十八日まで

東京都告示第百八十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、千代田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月三十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 千代田区
- 二 測量の種類 公共測量（三級基準点測量及び都市再生地籍調査）
- 三 測量の区域 千代田区内神田二丁目及び内神田三丁目各区内
- 四 測量の期間 令和四年二月二十一日から同年三月二十五日まで

東京都告示第百八十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、杉並区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月三十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 杉並区
- 二 測量の種類 公共測量（数値撮影（デジタル））
- 三 測量の区域 杉並区内
- 四 測量の期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十日まで

一日まで

●東京都告示第八百七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、府中市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 府中市地内
- 四 測量の期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

●東京都告示第八百八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、江戸川区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 江戸川区
- 二 測量の種類 公共測量（道路台帳作成及び基準点測量）
- 三 測量の区域 江戸川区瑞江一丁目、瑞江二丁目、南篠崎町一丁目、南篠崎町二丁目、南篠崎町三丁目、東瑞江一丁目、東瑞江二丁目、江戸川一丁目、江戸川二丁目、江戸川三丁目、江戸川四丁目、西瑞江三丁目及び

西瑞江四丁目各地内

- 四 測量の期間 令和四年六月一日から令和五年三月三十一日まで

●東京都告示第八百九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）
- 三 測量の区域 新宿区西新宿一丁目及び七丁目各地内
- 四 測量の期間 令和四年三月二十八日から同年六月三十日まで

●東京都告示第八百十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、稲城市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 稲城市
- 二 測量の種類 公共測量（基準点撤去新設）
- 三 測量の区域 稲城市坂浜地内

- 四 測量の期間 令和四年三月十七日から同年八月二日まで

●東京都告示第八百十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和四年五月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
対象区域の地名地番 認定年月日
江東区毛利一丁目三十六番三十一、 令和四年三月二
住吉一丁目九番八、二十九番一及び 十八日
三十番一から同番三まで
- 二 認定計画書の縦覧場所
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第八百十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。
その関係図面は、令和四年五月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年五月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 路線名 芝新宿王子
- 二 供用開始の区間 豊島区上池袋二丁目六番三地先から同区上池袋一丁目五番五地先まで

三 供用開始の期日 令和四年五月三十日

別図

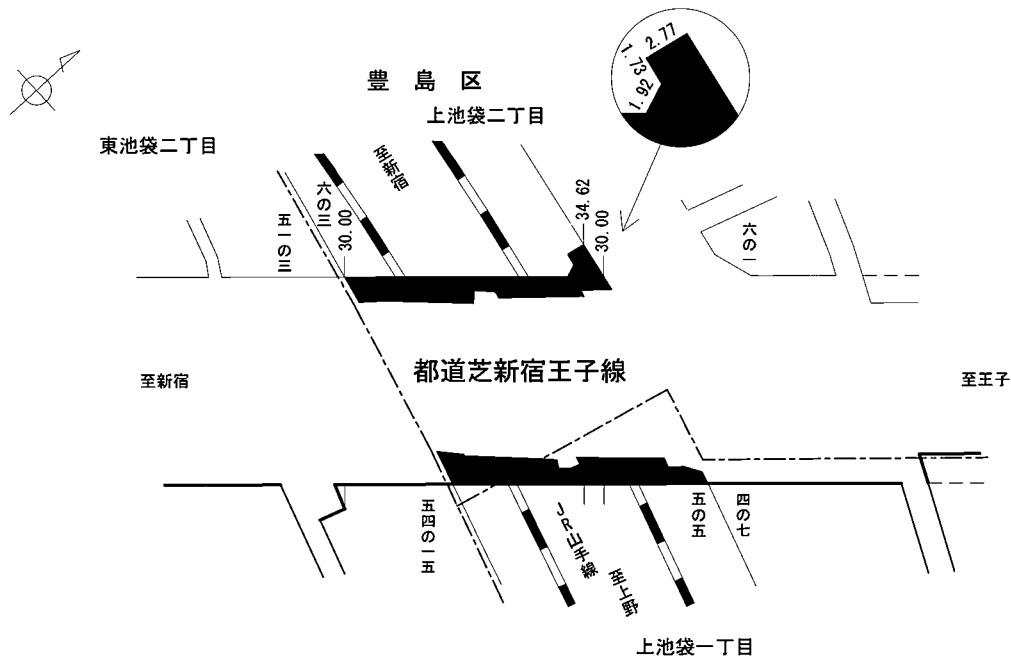
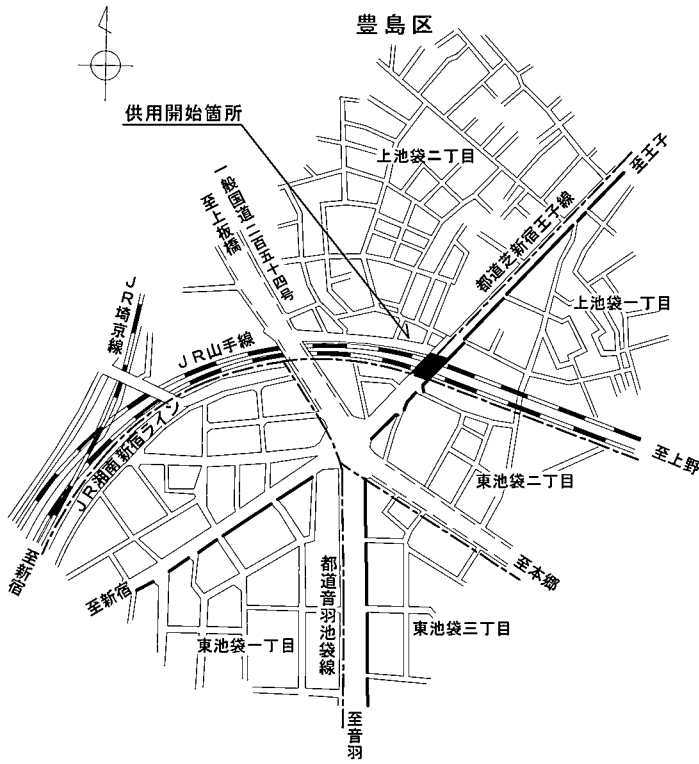
都道芝新宿王子線供用開始略図

豊島区上池袋二丁目～上池袋一丁目

- 一般国道
- 都道
- 特別区道
- 供用開始区域

延長 五二・四四メートル
 面積 二六四・三四平方メートル

計画線



●東京都告示第八百十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和四年五月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年五月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

芝新宿王子

二 占用を制限する区間

豊島区上池袋二丁目六番三地先から同区上池袋一丁目五番五地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和四年五月三十一日

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都世田谷区第四十四支部、豊島税理士政治連盟及びゆき吉宏後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成二十九年東京都選挙管理委員会告示第百八十八号)の一部を次のように訂正する。

令和四年五月三十日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都世田谷区第四十四支部の部2支出総額の項中「967,471」を「1,072,471」と、「472,929」を「367,929」に改め、同部4支出の内訳の項中

「政治活動費 967,471

機関紙誌の発行その他の事業費 967,471

その他の事業費 967,471」

「政治活動費 1,072,471

機関紙誌の発行その他の事業費 967,471

その他の事業費 967,471

寄附・交付金 105,000」

改める。

豊島税理士政治連盟の部2支出総額の項中「3,144,546」

を「3,151,026」と、「2,998,431」を「2,991,951」と改め、

同部4支出の内訳の項中

「政治活動費 2,729,159

組織活動費 530,388」

「政治活動費 2,735,639

組織活動費 530,388

機関紙誌の発行その他の事業費 6,480

宣伝事業費 6,480」

改める。

ゆき吉宏後援会の部1収入総額の項中

「1 収入総額 0」を

「1 収入総額 105,000

前年繰越額 0

本年収入額 105,000」

改め、同部2支出総額の項中

「2 支出総額 0」を

「2 支出総額 26,620

(翌年への繰越額) 78,380」

改め、同項の次に次のように加える。

3 本年収入の内訳

寄附の総額 105,000

政党匿名分を除く寄附の額 105,000

政治団体からの寄附 105,000

4 支出の内訳

政治活動費 26,620

機関紙誌の発行その他の事業費 26,620

宣伝事業費 26,620

5 寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)

(寄附者) (金額) (事務所の所在地)

(政治団体からの寄附) (金額) 円 在 地)

自由民主党東京都世田谷区第四十四支部 105,000 世田谷区

●東京都選挙管理委員会告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都世田谷区第四十四支部、豊島税理士政治連盟及びゆさ吉宏後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成三十年東京都選挙管理委員会告示第二百二十三号）の一部を次のように訂正する。

令和四年五月三十日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都世田谷区第四十四支部の部1収入総額の項中「1,689,929」を「1,584,929」に、「472,929」を「367,929」に改め、同部2支出総額の項中「912,825」を「1,032,825」に、「777,104」を「552,104」に改め、同部4支出の内訳の項中

「 政治活動費	912,825	を
機関紙誌の発行その他の事業費	912,825	を
その他の事業費	912,825	を
「 政治活動費	1,032,825	を
機関紙誌の発行その他の事業費	912,825	を
その他の事業費	912,825	を
寄附・交付金	120,000	を

改める。

豊島税理士政治連盟の部1収入総額の項中「6,257,956」を「6,251,476」に、「2,998,431」を「2,991,951」に改め、同部の支出総額の項中「3,580,740」を「3,587,220」に、「2,677,216」を「2,664,256」に改め、同部4支出の内訳の

項中「3,130,163」を「3,136,643」に

「 機関紙誌の発行その他の事業費	184,680	を
機関紙誌の発行事業費	184,680	を
「 機関紙誌の発行その他の事業費	191,160	を
機関紙誌の発行事業費	184,680	を
宣伝事業費	6,480	を

改める。

ゆさ吉宏後援会の部1収入総額の項中

「 1 収入総額	0	を
「 1 収入総額	198,380	を
前年繰越額	78,380	を
本年収入額	120,000	を
改め、同部2支出総額の項中		
「 2 支出総額	0	を
「 2 支出総額	26,620	を
(翌年への繰越額)	171,760	を

改め、同部3次に次のように加える。

3 本年収入の内訳		
寄附の総額	120,000	を
政党匿名分を除く寄附の額	120,000	を
政治団体からの寄附	120,000	を
4 支出の内訳		
政治活動費	26,620	を
機関紙誌の発行その他の事業費	26,620	を
宣伝事業費	26,620	を

5 寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）（寄附者）

(政治団体からの寄附)	(金額)	(事務所の所在地)
自由民主党東京都世田谷区第四十四支部	120,000	世田谷区

●東京都選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都世田谷区第四十四支部、豊島税理士政治連盟及びゆさ吉宏後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（令和元年東京都選挙管理委員会告示第二百二十八号）の一部を次のように訂正する。

令和四年五月三十日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都世田谷区第四十四支部の部1収入総額の項中「1,890,504」を「1,665,504」に、「777,104」を「552,104」に改め、同部2支出総額の項中「892,220」を「1,000,220」に、「998,284」を「665,284」に改め、同部4支出の内訳の項中

「 政治活動費	892,220	を
機関紙誌の発行その他の事業費	892,220	を
その他の事業費	892,220	を
「 政治活動費	1,000,220	を
機関紙誌の発行その他の事業費	892,220	を
その他の事業費	892,220	を
寄附・交付金	108,000	を

改める。

<p>豊島税理士政治連盟の部1収入総額の項中「5,936,438」や「5,993,478」及び「2,677,216」や「2,664,256」及び「3,259,222」や「3,329,222」に改め、同部2支出総額の項中「2,419,332」や「2,476,372」に改め、同部3本年収入の内訳の項中</p> <p>「 寄附の総額 20,000 を 政党匿名分を除く寄附の額 20,000」 「 寄附の総額 90,000 を 政党匿名分を除く寄附の額 90,000 個人からの寄附 70,000」</p> <p>改める。</p> <p>ゆき吉宏後援会の部1収入総額の項中</p> <p>「1 収入総額 0」を 「1 収入総額 279,760 を 前年繰越額 171,760 に 本年収入額 108,000」</p> <p>改め、同部2支出総額の項中</p> <p>「2 支出総額 0」を 「2 支出総額 26,620 を （翌年への繰越額） 253,140」</p> <p>改め、同項の次に次のように加える。</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>寄附の総額 108,000 政党匿名分を除く寄附の額 108,000 政治団体からの寄附 108,000</p> <p>4 支出の内訳</p> <p>政治活動費 26,620 機関紙誌の発行その他の事業費 26,620</p>	<p>5 寄附の内訳（年間5万円を超えるもの） （寄附者） （金額） （事務所の所在地） （政治団体からの寄附） 円 自由民主党東京都世田谷区第四十四支部 108,000 世田谷区</p> <p>●東京都選挙管理委員会告示第五十一号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都世田谷区第四十四支部、自由民主党東京都江戸川区第三十七支部、東京都歯科医師連盟麹町支部、豊島税理士政治連盟及びゆき吉宏後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（令和二年東京都選挙管理委員会告示第五百五十七号）の一部を次のように訂正する。</p> <p>令和四年五月三十日 東京都選挙管理委員会</p>	<p>「 政治活動費 1,047,732 機関紙誌の発行その他の事業費 939,732 その他の事業費 939,732 寄附・交付金 108,000」</p> <p>改める。</p> <p>自由民主党東京都江戸川区第三十七支部の部1収入総額の項中「4,198,171」や「4,898,171」及び「4,079,400」や「4,779,400」に改め、同部2支出総額の項中「4,162,942」や「4,862,942」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「3,530,000」や「4,230,000」及び「2,060,000」や「2,760,000」に改め、同部4支出の内訳の項中</p> <p>「 経常経費 1,076,910」を 「 経常経費 1,776,910 を 人件費 700,000」</p> <p>改め、同部5寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）の項中</p> <p>「（法人その他の団体）（金額）（事務所の所在地） 円 「（法人その他の団体）（金額）（事務所の所在地） 円 トーレイ輸送㈱ 600,000 江戸川区 東京流通協同組合 100,000 江戸川区」</p> <p>改める。</p> <p>東京都歯科医師連盟麹町支部の部1収入総額の項中「1,621,810」や「1,602,810」及び「540,161」を「521,161」に改め、同部2支出総額の項中「952,171」を「933,171」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「265,000」や「246,000」に改める。</p>
<p>宣伝事業費 26,620</p> <p>4 支出の内訳</p> <p>政治活動費 939,732 機関紙誌の発行その他の事業費 939,732</p>	<p>「 1,047,732」及び「1,153,552」や「714,552」に改め、同部4支出の内訳の項中</p> <p>「 政治活動費 939,732 機関紙誌の発行その他の事業費 939,732 その他の事業費 939,732」</p>	<p>「 1,047,732」及び「1,153,552」や「714,552」に改め、同部4支出の内訳の項中</p> <p>「 政治活動費 939,732 機関紙誌の発行その他の事業費 939,732 その他の事業費 939,732」</p>

<p>豊島税理士政治連盟の部1収入総額の項中「5,700,152」を「5,757,192」に、「2,419,332」を「2,476,372」に改め、同部2支出総額の項中「2,251,978」を「2,309,018」に改める。</p> <p>ゆゑ吉宏後援会の部1収入総額の項中</p>	<p>●東京都選挙管理委員会告示第五十二号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都世田谷区第四十四支部、自由民主党東京都荒川区第二十八支部、自由民主党東海ときわ会東京支部、小林史明を育てる会、東京都歯科医師連盟麹町支部、麴町税理士政治連盟、豊島税理士政治連盟及びゆゑ吉宏後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（令和三年東京都選挙管理委員会告示第七十一号）の一部を次のように訂正する。 令和四年五月三十日 東京都選挙管理委員会</p>	<p>「1,189,893」を「1,192,839」に、「165,008」を「167,954」に改め、同部2支出総額の項中「60,761」を「275,080」に、「1,129,132」を「917,759」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「165,000」を「167,946」に改め、同部4支出の内訳の項中「2,920」を「217,239」に改める。 小林史明を育てる会の部1収入総額の項中「29,161,390」を「29,361,390」に、「28,770,044」を「28,970,044」に改め、同部2支出総額の項中「14,471,471」を「14,671,471」に改め、同部3本年収入の内訳の項中</p>
<p>「1 収入総額」を「0」を 「1 収入総額」361,140 前年繰越額253,140 本年収入額108,000</p>	<p>改め、同部2支出総額の項中</p>	<p>「 その他の収入」44 「 1件 10万円未満のもの」44 「 その他の収入」200,044</p>
<p>「2 支出総額」を「0」を 「2 支出総額」26,620 （翌年への繰越額）334,520</p>	<p>改め、同項の次に次のように加える。</p>	<p>「 1件 10万円未満のもの」44 「 1件 10万円以上のもの」200,000 「 預り金（会費の誤入金）」200,000</p>
<p>3 本年収入の内訳 寄附の総額108,000 政党匿名分を除く寄附の額108,000 政治団体からの寄附108,000</p>	<p>自由民主党東京都世田谷区第四十四支部の部1収入総額の項中「1,172,152」を「731,152」に、「1,155,552」を「714,552」に改め、同部2支出総額の項中「1,172,152」を「731,152」に改める。 自由民主党東京都荒川区第二十八支部の部1収入総額の項中「2,068,000」を「2,101,200」に改め、同部2支出総額の項中「712,593」を「745,793」に改め、同部3本年収入の内訳の項中</p>	<p>東京都歯科医師連盟麴町支部の部1収入総額の項中「1,357,445」を「1,338,445」に、「952,171」を「933,171」に改め、同部2支出総額の項中「930,917」を「911,917」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「45人」を「46人」に改める。 麴町税理士政治連盟の部2支出総額の項中「2,656,702」を「2,666,702」に、「2,811,507」を「2,801,507」に改め、同部4支出の内訳の項中「1,857,500」を「1,867,500」に、「92,000」を「102,000」に改める。 豊島税理士政治連盟の部1収入総額の項中「5,393,896」を「5,450,936」に、「2,251,978」を「2,309,018」に改め、</p>
<p>4 支出の内訳 政治活動費26,620 機関紙誌の発行その他の事業費26,620 宣伝事業費26,620</p>	<p>自由民主党東京都世田谷区第四十四支部</p>	<p>「3 本年収入の内訳」を 「3 本年収入の内訳」33,200 個人の負担する党費又は会費（106人）に改める。</p>
<p>5 寄附の内訳（年間5万円を超えるもの） （寄附者） （政治団体からの寄附） 自由民主党東京都世田谷区第四十四支部</p>	<p>108,000 世田谷区</p>	<p>自由民主党東海ときわ会東京支部の部1収入総額の項中</p>

同部2支出総額の項中「2,039,473」を「2,096,513」に改める。

ゆき吉宏後援会の部1収入総額の項中

「1 収入総額 0」を

「1 収入総額 334,520

前年繰越額 334,520 に

本年収入額 0」

改め、同部2支出総額の項中

「2 支出総額 0」を

「2 支出総額 26,620 に

(翌年への繰越額) 307,900」

改め、同項の次に次のように加える。

3 支出の内訳 政治活動費 26,620

機関紙誌の発行その他の事業費 26,620

宣伝事業費 26,620

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

令和四年五月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 申 明

開発区域又は工区に 許可を受けた者の

含まれる地域の名称 住所及び氏名

立川市西砂町五丁目二十七番 昭島市玉川町四丁目九番二

一の一部

株式会社イエスタジオ
代表取締役 稲田 史郎

あきる野市乙津字乙津千二百

八十一番、同番地先、千二百

八十二番、千二百八十三番三

並びに千二百九十二番及び千

二百九十三番の各一部、千二

百九十四番一並びに同番二及

び千二百九十七番一の各一部、

同番一地先並びに同番二、千

二百九十八番、千二百九十九

番二、千三百三番三及び千三

百五番三の各一部、同番三地

先並びに千三百六番一の一部

立川市一番町三丁目六番八の

一部、同番十四並びに七番九

及び同番十六の各一部

立川市一番町二丁目十九番

地の五

嶋田 貞芳

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下

「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店

舗の変更について届出があったので、同条第三項において

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、

その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう

とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体

にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に

あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を

添えて、令和四年五月三十日から四月以内に東京都産業労

令和四年五月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 品川ランドコモンズ

二 店舗所在地 港区港南二丁目十六番一号ほか

三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社ほか四

名

四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号ほ

か

五 変更前の小売業者の氏名又は名称 コネクシオ株式会社ほか六名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社セブン・イレブン・ジャ

パンほか五名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ファミリーマート

八 変更前の小売業者の代表者名 澤田 貴司

九 変更後の小売業者の代表者名 細見 研介

十 変更日 令和四年二月二十八日ほか

十一 届出日 令和四年五月十八日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業

振興課(新宿区西新宿二丁目八番

一)

十三 縦覧期間 令和四年五月三十日から同年九月

三十日まで。ただし、東京都の休

日に関する条例(平成元年東京都

条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十

分まで。ただし、正午から午後一

時までを除く。

<p>令和4年度石油機器技術管理講習 (一般講習 ・再講習) の実施について</p> <p>火災予防条例 (昭和37年東京都条例第65号) 第62条の5の規定による火災予防施行規程 (昭和37年7月東京消防庁告示第17号) 第12条第1項に定める石油機器技術管理講習を次のとおり行う。</p> <p>令和4年5月30日</p> <p>東京消防庁 消防総監 清水 洋文</p> <p>1 石油機器技術管理講習 (一般講習)</p> <p>(1) 受講対象者 地震動等により作動する安全装置を設けることとされている石油燃焼設備若しくは器具の設置工事又は修理を業として行おうとする者</p> <p>(2) 講習の実施日時及び実施場所 ア 令和4年8月1日 (月曜日) 及び同月2日 (火曜日) 同日とも午前9時から午後6時まで 全国家電会館 文京区湯島三丁目6番1号 イ 令和4年11月15日 (火曜日) 及び同月16日 (水曜日) 同日とも午前9時から午後6時まで 株式会社ノーリツ八王子研修センター 八王子市石川町728番地の8</p> <p>2 石油機器技術管理講習 (再講習)</p> <p>(1) 受講対象者 既に一般講習又は再講習を修了して石油機器技術管</p>	<p>理講習修了証を交付された者で、交付の日以後における最初の4月1日から5年を経過しないもの</p> <p>(2) 講習の実施日時及び実施場所 ア 令和4年8月3日 (水曜日) 午前9時から午後3時まで 全国家電会館 文京区湯島三丁目6番1号 イ 令和4年11月17日 (木曜日) 午前9時から午後3時まで 株式会社ノーリツ八王子研修センター 八王子市石川町728番地の8</p> <p>3 申請方法 受講申請書に講習希望日等を記入の上、各講習を開始する日の1か月前までに申請先へ郵送すること。</p> <p>4 講習の実施機関及び申請先 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会 郵便番号150-0011 渋谷区東二丁目24番2号</p> <p>5 問合せ先 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会 電話03 (3419) 2928</p> <p>6 受講申請書配布先 (1) 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会 (2) 都内 (稲城市及び島しょ地域を除く。) の各消防署、消防分署及び消防出張所</p>	
--	--	--

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

